

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	28	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR北海道及びJR四国（以下「JR北海道等」という。）並びにJR貨物が国鉄から承継した資産であつて、鉄道事業等に活用しない土地 ・ 特例措置の内容 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が土地を引き取る際の課税標準を 1 / 3 に軽減する特例措置を 4 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 11 条第 15 項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲ 8 ） [平年度] — （ ▲ 8 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 JR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した資産のうち、効率化等により鉄道事業等の用に供されないこととなった土地（以下「非活用土地」という。）を（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が引き取ることによって経営の安定化を促進し、完全民営化に向けた経営基盤の強化を図る。 (2) 施策の必要性 平成 23 年度から国では、各社の経営自立、ひいては完全民営化を目指し、国鉄債務等処理法に基づき、鉄道・運輸機構を通じて経営基盤強化に対する支援を行っているところである。 地方部での人口減少の加速や高速道路整備の進展に伴う輸送人員の減少等といった厳しい経営環境が続く中、JR北海道等ではこれらの支援措置を受けつつ、長期経営ビジョンに掲げる令和 13 年度の経営自立に向け、省力化等の取組とあいまって経営成績に係る一定の成果を上げている一方で、コロナ禍後のビジネス需要の減少の定着といった行動様式の変容の影響もあり、経営基盤強化の取組は道半ばにある。 また、JR貨物についても、本特例措置等を活用しつつ経営基盤の強化を行っているが、度重なる自然災害に伴う長期間の運休による輸送量の伸び悩み等により、未だ経営自立には至っていない。 加えて、JR北海道等及びJR貨物は、非活用土地についても順次売却等を進めてきたところであるが、引取りニーズがないものに関しては、管理コスト等が継続的に発生することが経営上の課題となっている。JR北海道等及びJR貨物の完全民営化に向けた経営基盤の確立に寄与する本特例措置は、各社の資産管理コストの縮減に作用し、経営安定化に資するものであることから、引き続き本特例措置を講じることが不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）等に基づく政策である。 国鉄改革のための基本的方針について（昭和 60 年 10 月 11 日閣議決定） 「旅客鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。」
		政策の達成目標	J R 北海道等及び J R 貨物の完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	4 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	J R 北海道等及び J R 貨物の長期経営ビジョンに掲げられた目標（各社の経営自立に係るもの）を達成し、それらに係る施策を深度化することで、完全民営化に向けた経営基盤を確立する。
		政策目標の達成状況	J R 四国が令和 7 年度を終期とする中期経営計画における目標値を達成するなど、各社の完全民営化に向けた経営自立の取組は一定の進捗が見られるが、足元では各社が鉄道事業で営業赤字を計上しているなど経営基盤強化は道半ばにある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を活用することにより、J R 北海道等及び J R 貨物の継続的に発生する維持管理費等が減少し、各社の損益・資金収支の改善に作用することで、恒常的な費用を軽減し、経営安定化に貢献する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ J R 北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置（法人事業税） ・ J R 北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税、都市計画税） ・ J R 北海道等及び J R 貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税、都市計画税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道・運輸機構による経営安定基金の下支え並びに設備投資等への助成金及び出資等 J R 北海道：約 1,092 億円（令和 6～8 年度） J R 四国：約 1,025 億円（令和 8～12 年度） J R 貨物：約 193 億円（令和 6～8 年度）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これらも各社の完全民営化に向けた経営自立を目的としているが、当該支援については省人化・省力化やコスト削減等の生産性向上に資する設備投資等に対する出資や、列車運行に必要な修繕に対する助成等を対象としており、本特例措置とはその対象が明確に区別されている。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能であるため、一定の期間にわたって適用を受けることへの予見可能性が高く、J R 北海道等及び J R 貨物の経営基盤の確立を支援する手段として相当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度実績 0百万円（0事業者） 令和4年度実績 0百万円（0事業者） 令和5年度実績 0百万円（0事業者） 令和6年度実績 0百万円（0事業者） 令和7年度実績 0百万円（0事業者） ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（不動産の価格） 令和4年度 0千円 令和5年度 0千円 令和6年度 0千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を活用することにより、ＪＲ北海道等及びＪＲ貨物に継続的に発生する維持管理費等が減少し、各社の損益・資金収支の改善に作用することで、経営安定化に貢献する。このことは、旅客輸送・貨物運送の安定化等にも資するものであり、公共的利益として広く波及する。
	前回要望時の達成目標	ＪＲ北海道等及びＪＲ貨物の不要土地の処分を促進させる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置の適用対象となる案件には廃線跡地が含まれ、実際にこれまでの期間においても鉄道特性が発揮できない線区については廃止が行われてきている。しかし、廃線跡地については、まずは自治体等へ引取交渉を行うことが原則であるところ、これらの交渉には一定の期間を要することから、廃線後ただちに鉄道・機構への引き取りニーズが生じるわけではない。 これに対し、次の適用期間については ・廃線から一定の期間が経過することで交渉結果が明確になること ・譲渡の結果、需要の乏しい用地が虫食い状態で残存することとなり、管理の煩雑さが顕在化すること から、鉄道・運輸機構への引き取りニーズが高まり、今後、本特例措置の適用が見込まれる。
これまでの要望経緯		令和3年度税改要望 創設 令和6年度税改要望 延長

措置名：(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置

①短期アウトカムの達成状況および効果

○自己点検を実施した結果、本特例措置について適用実績はないものの、本特例措置の存在がＪＲ北海道等及びＪＲ貨物が国鉄から承継した資産のうち、効率化等により鉄道事業等の用に供されないこととなった土地（以下「非活用土地」という。）の処分を促進するうえでインセンティブとなるものであり、非活用土地を譲渡することで、各社の資産管理コストの縮減に作用し、経営安定化に資するものと認められる。

②効果があると言える背景

○具体的には、本特例措置を活用することにより、各社に継続的に発生する維持管理費等が減少し、各社の損益・資金収支の改善に作用することで、経営安定化に貢献する。このことは、旅客輸送・貨物輸送の安定化等にも資するものであり、公共的利益として広く波及する。

○本特例措置の適用対象となる案件には廃線跡地が含まれ、実際にこれまでの期間においても鉄道特性が発揮できない線区については廃止が行われてきている。しかし、廃線跡地については、まずは自治体等へ引取交渉を行うことが原則であるところ、これらの交渉には一定の期間を要することから、廃線後ただちに鉄道・運輸機構への引き取りニーズが生じるわけではない。

これに対し、次の適用期間については

- ・廃線から一定の期間が経過することで交渉結果が明確になること
- ・譲渡の結果、需要の乏しい用地が虫食い状態で残存することとなり、管理の煩雑さが顕在化すること

から、鉄道・運輸機構への引き取りニーズが高まり、今後、本特例措置の適用が見込まれる。

③要望への反映

○以上のことから、本特例措置の適用実績はないものの、本特例措置の存在により、各社の経営安定化を通じた旅客輸送・貨物輸送の安定化等の効果が認められるとともに、今後は、非活用土地の引き取りニーズが高まり、本特例措置の適用が見込まれるため、適用期限を４年間（令和１３年３月３１日まで）延長することを要望する。